

3 学校保健

(1) 学校における健康管理

① 健康管理カードについて

愛西市の小中学校では、9年間使用する保健調査票を作成しています。

② 出席停止について

下表の感染症にかかった場合、学校保健安全法により、「出席停止」となるため、学校への登校はできません。医師の指示に従い、登校許可が出たら登校させてください。なお、その期間は欠席扱いにはなりません。

	対 象 疾 病
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 シフテリア 痘そう 重症急性呼吸器症候群（SARS） 中東呼吸器症候群（MERS） 特定鳥インフルエンザ
第2種	インフルエンザ 百日咳 麻疹 風疹 流行性耳下腺炎 水痘 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性血性結膜炎 ＜その他の感染症＞ 溶連菌感染症 感染性胃腸炎 マイコプラズマ感染症 伝染性紅斑 ヘルパンギーナ 手足口病 など ※症状によって出席停止が必要でないと考えられる場合もありますので、医師の指示をよく確認してください。

(2) 日本スポーツ振興センターについて

日本スポーツ振興センターとは、登校から下校までの間において児童がけがをし、医療機関において治療を受けたとき、治療費や見舞金が定められた範囲内で給付される制度です。受診した初診日から治療までの治療費が5,000円以上になった場合が給付の対象です。この制度の掛け金は、愛西市が市費で負担しています。

給付の手続きの方法は、登校から下校までの間において負傷し医療機関にかかったときに「医療等の状況」用紙を渡しますので、受診した医療機関に提出し必要事項を記入してもらってください。詳しくは、入学後に「災害共済制度」のお知らせを渡します。

(3) 保健室での救護活動について

〔病気〕・学校で様子を見て改善が見込まれる場合、保健室で1時間程度休み、経過がよくなれば教室で学習を継続させます。

・早退した方が良くと思われる場合は、家庭に電話連絡します。その場合には学校へお迎えをお願いします。

〔けが〕・経過観察をしても良くと思われる場合は、学校にて応急処置をし、その様子を担任より連絡します。

・早急に医療機関への受診が必要な場合は、学校にて応急処置をし、ご家庭に電話連絡します。原則として、保護者が希望される医療機関に保護者の同行のもとに搬送します。

*登下校は学校管理下にあたりませんが、日本スポーツ振興センターでは給付対象になっています。

*市の助成金制度は使わないようお願いします。

(4) 健康観察について

① 児童の健康チェック

(ア) 学級担任は、一日のスタートとして、朝の会の時間に子どもたちの出欠確認と健康観察を行います。これは、子どもたちにとっては“自己の健康生活の点検”を促すものであり、教師にとっては“その日の子どもたちの健康状態を把握する”ための手段となっています。

- すっきりと起きられましたか？
- 食欲はありますか？
- 顔色と表情は良いですか？

(イ) 「いつもと様子がちがうな」とわかるのは、何といてもいつも一緒にいる家族だと思います。一日の始まりの朝、今日一日元気に学校生活を送ることができるかどうか、登校前に必ずお子様の健康観察をお願いします。

(5) 学校給食における手洗いと歯みがきについて

① 手洗いについて

「給食前の手洗いをしっかりさせ、保健衛生に気をつけさせる」ことをねらいとし、給食前の手洗い時は清潔なハンカチで拭けるようにご協力ください。できれば、汗拭き用と分けて準備をお願いします。

② 歯みがきについて

「食後の歯みがきを習慣化し、歯の健康に気をつけさせる」ことをねらいに、給食後の歯みがきを実施しています。家庭においても、歯みがきの習慣化への協力をお願いします。なお、歯ブラシはときどき見て、必要に応じて新しいものと交換してください。

(6) 測定について

子どもたちが自分のからだの発育の様子と健康状態を知り、健康の保持増進に対する意欲を高めることができるよう、隔月で体重測定を行っていきます。また、測定の際、頭髪やつめの検査も行い、アタマジラミの予防や清潔な生活習慣の定着を図っていきます。

お願い

 緊急連絡先は、必ず連絡がとれる電話番号をお知らせください。また、緊急連絡先が変更になった場合は、速やかにお知らせください。